

令和7年度税制改正による、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」についての見直し、「特定親族特別控除」の創設などの改正が、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。本稿では、これに伴う令和7年分年末調整の改正点と実務対応について解説します。

I 令和7年分改正点

1 基礎控除の改正

合計所得金額2,350万円以下の場合、基礎控除額を58万円（48万円から10万円引上げ）としたうえで、合計所得金額655万円以下の場合、基礎控除を4段階（37万円、30万円、10万円、5万円）で上乘せし、以下の金額とします。ただし、30万円、10万円、5万円の上乗せは、令和8年分までの時限措置とされます。

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円*
336万円超 489万円以下	68万円*
489万円超 655万円以下	63万円*
655万円超 2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

*について、令和9年分以後は58万円

2 給与所得控除の改正

給与所得控除の最低保障額を65万円（55万円から10万円引上げ）とします。

3 同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件の改正

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（48万円から10万円引上げ）とします。

4 勤労学生控除の合計所得金額要件の改正

勤労学生控除の合計所得金額要件を85万円以下（75万円から10万円引上げ）とします。

5 ひとり親控除の子の総所得金額の合計額要件の改正

ひとり親控除の子の総所得金額の合計額要件を58万円（48万円から10万円引上げ）とします。

6 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額123万円以下の者のうち控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、合計所得金額に応じた以下の特定親族特別控除を適用します。

合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

【様式の改正等】

- ①基礎控除申告書
- ②配偶者控除等申告書
- ③特定親族特別控除申告書（創設）
- ④給与所得控除後の給与等の金額の表
- ⑤源泉徴収票
- ⑥源泉徴収税額表（月額表・日額表）
- ⑦賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

7 適用関係

これらの改正は、令和7年分の所得税から適用され、年末調整・確定申告で実施されます。

- *改正を反映した確定申告、年末調整は、令和7年12月1日より適用されます。（令和7年11月30日までは改正前の規定によります）
- *給与・賞与計算における源泉徴収税額表等は、令和8年1月1日支給分より適用されます。（令和7年12月31日までは改正前の規定によります）

（注） 令和6年分に適用された定額減税は、令和7年分はありませんので注意が必要です。

Ⅱ 改正を踏まえた実務対応

1 基礎控除申告書の確認（様式1）

合計所得金額の見積額に応じて控除額の計算の判定を行い、基礎控除の額が正しく記載されているか確認します。給与所得控除が改正されていますので注意する必要があります。

当社の給与所得のみの場合は、確定した給与収入の金額により基礎控除の額も確定しますが、他社の給与や雑所得などその他の所得がある場合は、注意する必要があります。見積額と実際の所得金額が異なることとなり、基礎控除の額が変動する場合、本人が確定申告するときは問題ありませんが、確定申告しないときは再年調での対応も必要となります。

2 配偶者控除等申告書の確認（様式1）

配偶者控除等申告書で変更されたのは、給与所得控除の改正と合計所得金額要件の引上げ（48万円→58万円）のみですので、基本的には令和6年分と同様です。本人の合計所得金額の見積額および配偶者の合計所得金額の見積額と実際の所得金額が異なることとなり、配偶者（特別）控除の額が変動する場合の対応は、基礎控除の額の変動の場合と同様です。

3 特定親族特別控除申告書の確認（様式1）

特定親族特別控除申告書が創設されました。特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額123万円以下の者のうち控除対象扶養親族に該当しないもの）がいる場合には、その合計所得金額の見積額に応じて控除額の計算の判定を行い、特定親族特別控除の額が正しく記載されているか（収入金額の記載欄はあ

様式 1

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和7年12月年末調整用

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) **あすか 株式会社** (フリガナ) **アスカ タカウ** 記録のしきたりはこちら
 給与の支払者の法人番号 **112345678910123** あなたの氏名 **法令 太郎**
 給与の支払者の所在地(住所) **東京都新宿区左門町30-1** あなたの住所又は居所 **東京都世田谷区上馬7-8-9** 二次元コード **基・配・特・所**
 配属番号 **4** 令和7年8月末日 公開番号

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,187,000 円	3,707,200 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		3,707,200 円

○控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ (A)	680,000 円

基礎控除の額 **680,000 円**

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

配偶者の氏名等

(フリガナ) **アスカ タカウ** 配偶者の個人番号 **59 年 3 月 15 日**
 あなたの住所又は居所 **法令 太郎** 配偶者の住所又は居所 **法令 花子**
 あなたの住所又は居所と配偶者の住所又は居所が異なる場合は「別記」欄に記載してください

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,710,000 円	1,060,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		1,060,000 円

○控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅱ (B)	260,000 円

配偶者特別控除の額 **260,000 円**

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等

(フリガナ) **アスカ タカウ** 特定親族の個人番号 **長男 16 年 8 月 3 日**
 あなたの住所又は居所 **法令 太郎** 特定親族の住所又は居所 **長男 16 年 8 月 3 日**
 あなたの住所又は居所と特定親族の住所又は居所が異なる場合は「別記」欄に記載してください

○控除額の計算

特定親族の氏名等	特定親族の収入金額	特定親族の所得金額	特定親族特別控除の額
長男 16 年 8 月 3 日	600,000 円	630,000 円	630,000 円

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の所得調整の対象となる収入金額が85万円以下の場合、記載する必要はありません。

※「別記」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの条件について、チェックを付け記載することはありません。
 ※「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4～5の(4)をご確認ください。

りませんので、合計所得金額の見積額のみ記載)確認します。合計所得金額の見積額と実際の所得金額が異なることとなり、特定親族特別控除の額が変動する場合の対応は、基礎控除の額の変動の場合と同様です。

特定親族特別控除の対象となる親族が非居住者である親族(国外居住親族)である場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に「非居住者である特定親族」欄と「生計を一にする事実」欄への記載と親族関係書類および送金関係書類の提出または提示が必要です。

※年齢19歳以上23歳未満の親族等について、合計所得金額が58万円を超えると特定扶養親族としての扶養控除(63万円)の適用がなくなりますが、合計所得金額が85万円以下(給与所得者の場合は、給与収入150万円以下)であれば、63万円の特定親族特別控除の適用があります。

下(給与所得のみの場合は、給与収入150万円以下)であれば、63万円の特定親族特別控除の適用があります。

なお、以下のような場合には注意する必要があります。

- 夫婦共稼ぎで子が両親双方の特定親族に該当する場合には、両親どちらか一方の特定親族にのみ該当するものとされます。
- 特定親族に該当する人が他の人の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、特定親族または配偶者特別控除の対象となる配偶者のどちらか一方にのみ該当するものとされます。
- 双方がお互いに特定親族として適用を受けることはできません。

4 扶養控除等（異動）申告書の確認

記載内容そのものは変更されていませんが、扶養親族の合計所得金額要件の引上げ（48万円→58万円）、勤労学生控除の合計所得金額要件の引上げ（75万円→85万円）、ひとり親控除の子の総所得金額の合計額要件の引上げ（48万円→58万円）により、新たに扶養親族を有することとなった場合や、勤労学生やひとり親に該当することとなった場合には、異動申告が必要となります。

す。

例えば、同一生計の親族（16歳以上で特定親族以外）が給与所得のみで、給与収入が123万円の場合、改正前の合計所得金額は68万円（123万円－55万円）で48万円を超えるため控除対象扶養親族ではありませんが、改正後の合計所得金額は58万円（123万円－65万円）で58万円以下となるため控除対象扶養親族に該当することになり、異動申告の対象となります。

改正により新たに扶養控除等の対象とな

様式2 令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿（抜粋）

Ⅱ 5		区 分	金 額	税 額
年 末 調 整	調 整	給 料 ・ 手 当 等	① 円	③ 円
		賞 与 等	④	⑥
		計	⑦ 11,907,100	⑧ 750,024
		給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 9,957,100	所得金額調整控除の適用 (有・無) (※ 適用有の場合は⑩に記載)
		所得金額調整控除額 ((⑦-8,500,000円)×10%, マイナスの場合は0)	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円) 150,000	
		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪ 9,807,100	
		社会保 給与等からの控除分(②+⑤)	⑫ 1,743,378	配偶者の合計所得金額 (800,000 円) 旧長期損害保険料支払額 (円) ⑫のうち小規模企業共済 等掛金の金額 (円) ⑬のうち国民年金保険料 等の金額 (205,720 円)
		保険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 205,720	
		控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	
		生命保険料の控除額	⑮ 118,900	
		地震保険料の控除額	⑯ 18,000	
		配偶者(特別)控除額	⑰ 130,000	
		扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 1,960,000	
		基礎控除額	⑲ 580,000	
		所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳ 4,815,998	
		差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑ (1,000円未満切捨て) 4,991,000	㉒ 570,700
		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓	㉔ 185,000
		年調所得税額(㉒-㉓, マイナスの場合は0)	㉕	㉖ 385,700
		年 調 年 税 額 (㉕ × 102.1%)	㉗	㉘ (100円未満切捨て) 393,700
		差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉘ - ⑧)	㉙	㉚ 356,324
		超 過 額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉛ 17,830
			未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉜
			差 引 還 付 す る 金 額 (㉚ - ㉛ - ㉜)	㉝ 338,494
		の 精 算	同上的 本年中に還付する金額	㉞ 338,494
			うち 翌年において還付する金額	㉟
		不 足 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する金額	㊱
			翌年に繰り越して徴収する金額	㊲

特定親族特別控除額(⑰-2) [60,000円]

る扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和7年12月1日改正」などと記載します。

なお、令和7年11月30日までは改正前の規定によりますので、異動申告は12月1日以後に行うことになりますが、実務上は、年末調整に間に合わない事態も想定されますので、11月中に異動申告しても差し支えありません。

5 年税額の計算

(1) 源泉徴収簿（前ページ様式2）

令和7年分の源泉徴収簿には、特定親族特別控除額の欄がありませんので、特定親族特別控除の適用がある場合には、年末調整欄の欄外に「特定親族特別控除額（⑰－2）」欄を設定するなどして記載します。

＊源泉徴収簿は法定の様式ではありませんので、別紙に記載する等の方法によっても差し支えありません。

(2) 所得控除額の合計額

所得控除額の合計額（⑳欄）の集計の際、「特定親族特別控除額（⑰－2）」がある場合には、加算することになります。

(3) 年税額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（㉑欄）

の計算の際、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用します。

＊給与収入190万円超の場合の給与所得控除額は変更になっていません。

6 源泉徴収票の作成（様式3）

特定親族特別控除の創設に伴って、特定親族特別控除の適用がある場合の記載内容が追加されています。

- ① 「控除対象扶養親族等の数」欄中の「特親」欄…特定親族の数を記載
- ② 「特定親族特別控除の額」欄…特定親族特別控除額（源泉徴収簿⑰－2欄）を記載
- ③ 「控除対象扶養親族等」欄…控除対象扶養親族および特定親族について氏名等を記載
- ④ 『摘要』欄…特定親族特別控除額がある場合には、特定親族に係る各人別の特定親族特別控除額および合計所得金額を記載

なお、令和7年11月30日までは改正前の規定によりますので、改正後の給与所得の源泉徴収票は、令和7年中に支払うべき給与でその最後の支払日が令和7年12月1日以後であるものから使用することとなります。

【執筆者略歴】安田 大（やすだ だい）

東京都出身、慶應義塾大学経済学部卒業。1993年、税理士・社会保険労務士登録し、独立開業。現在、あすか会計事務所代表。有限会社シアトリカル代表取締役、元青山学院大学大学院非常勤講師。事務所経営の傍ら、書籍・雑誌の執筆や実務セミナー講師、社会福祉法人や公益財団法人等の監事を務める。著書に『Q & A 人事・労務専門家のための税務知識』（中央経済社）、『入門の入門、図解でわかる減価償却のしくみ』、『小さな会社の総務・経理の仕事ができる本』、『人気講師が教える税理士最短最速合格法』、『税金のキモが2時間でわかる本』（日本実業出版社）、『これだけでOK速攻！年末調整』『給与計算のしくみと流れがわかる本』、『給与計算実況中継』（日本法令）などがある。

様式3 令和7年分 給与所得の源泉徴収票

Ⅱ6

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	東京都武蔵野吉祥寺本町9-8-7										(受給者番号)											
												(役職名) 経理部長											
												氏(フリガナ) ニホン タロウ											
												名 日本 太郎											
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収額												
給与・賞与		内	千	円	千	円	千	円	千	円	内	千	円										
		11	907	100	9	807	100	4	815	998		393	700										
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別)		控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)						16歳未満 扶養親族 の数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者 である 親族の数									
有 徒有		控 除 の 額		特 定 老 人 そ の 他 特 親								特 別 そ の 他											
		千 円		人 徒有 人 徒有 人 徒有 人 徒有						人 徒有		人 徒有		人 徒有									
		130 000		1 1 1						1 1		1 1											
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額							
千 円				千 円				千 円				千 円				千 円							
② 60 000				1,949 098				118 900				18 000				185 000							
(摘要)																							
④ 日本一郎 特定親族特別控除額60,000円、合計所得金額1,160,000円																							
生命保険料 の金額の内訳		新生命保険料 の金額		80,600 円		旧生命保険料 の金額				介護医療保 険料の金額		57,600 円		新個人年金 保険料の金 額		62,400 円		旧個人年金 保険料の金 額		78,000 円			
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳		住宅借入金等 特別控除適用数		1		居住開始年月日 (1回目)		平29 年 6 月 10 日		住宅借入金等特別 控除区分(1回目)		住 (特)		住宅借入金等 年末残高(1回目)		18,500,000 円							
		住宅借入金等 特別控除可能額				居住開始年月日 (2回目)				住宅借入金等特別 控除区分(2回目)				住宅借入金等 年末残高(2回目)									
(源泉・特別) 控除対象 配偶者		(フリガナ) ニホン ハナコ		氏名 日本 花子		区分				配偶者の 合計所得		800,000 円		国民年金保 険料等の金額		205,720 円		旧長期損害 保険料の金額					
												基礎控除の額		580,000 円		所得金額 調整控除額		150,000 円					
③ 控除対象 扶養親族 等		(フリガナ) ニホン イチロウ		氏名 日本 一郎		区分				16 歳未 満の 扶養 親族		(フリガナ) ニホン サブロウ		氏名 日本 三郎		区分							
		(フリガナ) ニホン ジロウ		氏名 日本 次郎		区分						(フリガナ)		氏名		区分							
		(フリガナ) ニホン サチコ		氏名 日本 幸子		区分						(フリガナ)		氏名		区分							
未 成 年 者		外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別 所 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職				受給者生年月日									
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日					
															昭和	46	1	21					
(受給者交付用)																							
		住所(居所) 又は所在地		東京都新宿区左門町30-1																			
		氏名又は名称		あすか 株式会社												(電話)							

著者 あすか会計事務所
税理士・社会保険労務士 安田 大
ビジネスガイド 2025年 9月号より